

1 死亡災害等の撲滅のために、緊急要請を行いました

福井労働局管内では今年に入り10月末時点で10件の死亡災害が発生し、うち4件が敦賀署管内で発生しています。

さらに、一時に多くの方が死傷するリスクが高い火災災害（爆発含む）についても、敦賀署管内で今年に入り4件発生し、うち2名の方が亡くなっています。

死亡災害の撲滅に向け、今年敦賀署管内で発生した「はさまれ・巻き込まれ」「爆発・火災」「交通事故」に関し自主点検表を作成するとともに、11月9日から15日までの秋の火災予防運動を踏まえ、敦賀美方消防組合様から火災予防のチラシをご提供いただき、当署においても火災予防のチラシを作成し、関係団体あて緊急要請を行いました。

これから、年末年始の慌ただしい季節となり、労働災害の発生リスクが高まる時季となります。事業者の皆様におかれましては、チェックリスト、チラシ等を活用し、労働災害撲滅に努めていただきますようお願いいたします。



建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会の山本治和分会長（左）に要請書をお渡しする敦賀労働基準監督署の野崎清隆署長（右）



既に、福井労働局HPに掲載していますが、令和5年11月9日に、公益社団法人福井県労働基準協会嶺南支部の近藤博文事務局長にも、当署署長より、要請書をお渡ししております。

チェックリスト↓

要請書、チラシ、チェックリストはこちらに↓

Table with 2 columns: 1. 爆発・火災の危険な作業の点検 (Inspection points for explosion and fire hazards), 2. フォークリフト (Forklift safety). It lists various safety checks for different types of equipment and work environments.



当署で作成した爆発・火災災害 敦賀美方消防組合様からご提供いただいた火災予防のチラシ↓

Leaflet titled '爆発・火災は労働者の命と、会社の財産を一瞬で奪い去ります。' (Explosion and fire can take workers' lives and company assets in an instant). It includes safety checklists and illustrations of accidents.

Leaflet titled '事業所防火 一瞬で広がる炎' (Fire in the workplace spreads in an instant). It features a 'それ危険です!' (That's dangerous!) graphic and provides fire safety tips.

2 冬季無災害運動推進の実施について

冬季 無災害運動推進

運動期間 令和5年12月1日～令和6年2月29日

こんな所が危険です!



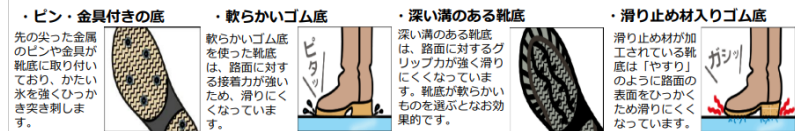
転倒災害防止のポイント

- 1 屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
2 事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくく転倒災害を防止する。

- 1 夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
2 対滑性の高い靴を履くことで、滑りにくく転倒災害を防止する。
3 屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

滑りにくい「靴底」の冬靴を選び、凍結した路面や雪の上での転倒に備えましょう!

※ただし、通路等の床面によっては、却って滑りの原因となる場合やマット等に引っ掛かるなど転倒の危険がありますのでご注意ください。



当署においても、例年、雪が積もった点字ブロックの上で転倒する等雪や凍結に絡む転倒災害が発生しています。特に、嶺南地域は、寒暖差が激しい地域ですので、積雪の下の凍結などに気をつけて歩くよう注意喚起して、早め早めの除雪や融雪を行う等冬場の転倒防止対策に努めましょう。

冬季特有災害の事故の多くは転倒災害が大部分を占め、特に事業場玄関、屋外通路、駐車場も多く発生しています。
冬季特有災害の半数は気温の低い夜間から早朝に発生しており、最高気温が氷点下の日には悪化時期帯でも発生しています。日没が氷点下まで冷え込む前日には、注意喚起をお願いします。

冬季無災害運動期間に、
雇員数5人以上の事業場や
凍結防止剤・マット等の
準備をしましょう。

3 交通労働災害を防止するために



交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運輸交通業以外で発生しています。

このため、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、自動車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

特に、今年度、当署管内の運送業の事業場において、トラック等の車両の走行時に交通労働災害により死亡者が1名発生しています。

令和5年交通労働災害防止のためのガイドラインの事項から、当署でチェックリストを作成しましたので、ご活用ください。

事業者の皆様におかれましては、気を引き締めて、冬季の安全運転をお願いします。

1	2	3	4	5	6	7
1 交通労働災害防止のための管理体制等						
1 交通労働災害に関する管理者を選任していますか。						
2 事業場のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明をしていますか。						
3 安全衛生委員会等で交通労働災害の防止に関する事項について調査・審議していますか。						労働者12名
2 適正な労働時間等の管理及び走行管理等						
次の内容を含んだ適正な走行計画を作成していますか。						
4						
・走行の開始・終了の地点及び日時						
・拘束時間、運転時間及び休憩時間						
・走行に際して注意を要する箇所の位置						
・荷役作業の有無及び作業時間						
・走行経路及び経路地の出発・到着の日時の目安						
5 運転日報等（タコグラフを含む）により業務状況を把握していますか。						
6 業務開始前に点呼を行っていますか。						
荷役作業をさせる場合、次の措置をとっていますか。						
7						
・事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、十分な休憩時間を確保していますか						
・身体負荷を軽減させる適切な研修等、設備の備え付けは実施されていますか（テールゲートリフターの設置、フォークリフトの使用など）						
・荷が重大損傷を及ぼさないこと、過重を生じさせないような積載、荷崩れ						

チェックリストはこちらに↓



4 治療と仕事の両立について

傷病を抱える労働者の中には、働く意欲や能力があっても、通院をはじめとする治療と仕事の両立を可能にする体制が職場において不十分であるために、就労の継続や復職が困難になる場合も少なくありません。

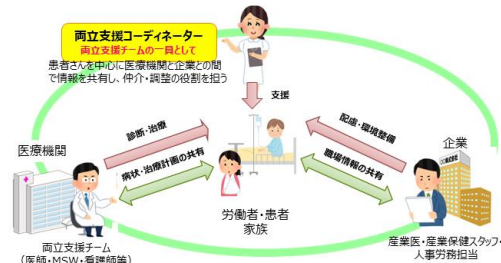
治療と仕事の両立に向けた職場環境や支援体制の整備が大切です。

両立支援コーディネーターは、

支援対象者が治療と仕事を両立できるよう

支援対象者、主治医、会社、産業医などのコミュニケーションが円滑に行われるよう支援する者とされています。活動場所は、企業、医療機関、産業保健総合支援センターなどの支援機関です。独立行政法人労働者健康安全機構がコーディネーター養成研修を行っています。両立支援の相談ができる支援機関についても理解を深めましょう。

両立支援の詳細はこちらに↓



職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

職業生活と家庭生活の両立支援	男性の育児休業取得を促進!	1 出生時両立支援コース (子育てバ(支援助成金))
	仕事と介護の両立支援!	2 介護離職防止支援コース
	仕事と育児の両立支援!	3 育児休業等支援コース

5 ハラスメント防止について

12月は職場のハラスメント撲滅月間です!

パワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です!

令和5年12月5日に「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」が開催予定です(オンライン開催)。ぜひご参加ください。

主催：厚生労働省 開催日時：令和5年12月5日(火) 13:30~15:15、参加費：無料
申込締切日：令和5年12月5日(火) 12:00



シンポジウムの詳細はこちらに↓
ハラスメント防止の特設サイトはこちらに↓



6 労基法第33条の届出はご存じですか?



災害その他避けることのできない事由によって、臨時の

必要がある場合、時間外・休日労働の上限規制の例外規定があります。

労基法33条により、原則の法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を延長して、または法定休日(少なくとも1週間に1日または4週間を通じて4日以上の日)に働かせることができるというものです。

ただし、労働基準監督署長に許可申請・届出を行うことが必要です。

この「災害その他避けることのできない事由」は個別事案により判断することになりますが、国や地方公共団体等からの要請を受けた除雪業務全般については許可基準に該当します。

右のQRコードのリンク先から、リーフレットをお読みいただき、ご不明な点については、ぜひ、所轄の労働基準監督署にお気軽にご相談ください。

詳しくはこちらに↓

届出様式はこちらに↓

